

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税・都市計画税に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)等の法令に従い、固定資産税及び都市計画税に関する事務を行う。</p> <p>【事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産の評価 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方税法に基づき固定資産を評価し、評価調書を作成する。 (2) 原則として3年に1度の基準年度において、固定資産評価基準に基づき土地と家屋の価格を見直す。 2. 固定資産の価格の決定 評価調書に基づき、3月末日までに固定資産の価格を決定する。 3. 固定資産の価格等の登録 固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地課税台帳及び土地補充課税台帳 <ol style="list-style-type: none"> ア. 異動の把握 登記所(法務局)からの登記済通知書等により、土地の異動を把握する。 イ. 実地調査 土地の現況を把握する。 (2) 家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳 <ol style="list-style-type: none"> ア. 異動の把握 登記所(法務局)からの登記済通知書等により、家屋の異動を把握する。 イ. 実地調査 家屋の現況を把握する。 (3) 償却資産課税台帳 <ol style="list-style-type: none"> ア. 償却資産申告書の発送 前年度の償却資産課税台帳に登録されている者及び新たに償却資産を所有した者等に対して申告書等を送付する。 イ. 償却資産申告書の受付 提出された申告書を受け付け、償却資産課税台帳へ必要事項を登録する。 ウ. 実地調査 実地調査を行い、価格等に変更がある場合は、償却資産課税台帳等を修正する。 (4) 納税義務者の変更 登記所(法務局)からの登記済通知書等により、納税義務者の変更を把握する。 4. 賦課の決定(変更) 固定資産税、都市計画税の税額を決定(変更)の上、納税義務者(賦課対象者)へ納税通知書を送付する。 5. 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 6. 固定資産課税台帳の閲覧 7. 統計資料等の作成 固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を作成する。 8. 証明書発行 9. 収納確認 収納管理システム(税務システム)に収納状況を照会する。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> ①固定資産税システム(税務システム) ②宛名システム(税務システム) ③収納管理システム(税務システム) ④電子帳票システム ⑤団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ⑥自治体中間サーバー ⑦家屋評価システム ⑧家屋台帳履歴管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税・都市計画税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市総務部資産税課、税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市総務部資産税課 電話 047-436-2222、税務課 電話 047-436-2202 273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び全項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に準じ、次の留意事項を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 <p>②特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力について、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の廃棄について、複数人で確認を行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	事後	
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) ①番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)第20条第5号 (船橋市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) 固定資産税・都市計画税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる提供は行わないため、法令上の根拠はない。	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2062	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和4年12月22日時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	令和4年12月22日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①固定資産税システム(税務システム) ②宛名システム(税務システム) ③収納管理システム(税務システム) ④電子帳票システム ⑤団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ⑥自治体中間サーバー	①固定資産税システム(税務システム) ②宛名システム(税務システム) ③収納管理システム(税務システム) ④電子帳票システム ⑤団体内統合宛名システム(番号連携サーバー) ⑥自治体中間サーバー ⑦家屋評価システム ⑧家屋台帳履歴管理システム	事前	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (船橋市が提供) (略)	(船橋市が照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (船橋市が提供) (略)	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年4月3日 時点	事後	
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月22日 時点	令和6年4月3日 時点	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	様式変更に伴い追記	事後	
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	